

公聴会の開催の中止について（公告）

新潟県都市計画公聴会規則（昭和44年新潟県規則第75号）第5条の規定により、村上都市計画道路及び胎内都市計画道路の変更の素案についての公聴会の開催を中止する。

平成28年4月5日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 中止となる公聴会の日時
平成28年4月14日（木） 午後2時から
- 2 中止となる公聴会の開催場所
村上市岩船3270番地
村上市民ふれあいセンター 2階研修会議室